

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第1節. 3Rの推進に向けた意識の醸成

1. 3Rの推進に向けた意識の醸成

(3) 環境関連産業の発展に向けた支援の充実

(1) 事業目的

循環型社会の形成にむけて、リサイクル製品の事業化や基礎研究を行います。

(2) 取組状況

① リサイクル製品の事業化（研究開発、販路拡大）

ア 研究開発支援【産業振興課】

産業廃棄物の発生の抑制・減量化・再利用・再生利用に関する研究開発を促進するため県内の排出事業者が行う研究開発や企業の製品開発を支援しました。

資源循環型技術開発補助事業	3件
・ 鑄造工場から排出される産業廃棄物のリサイクル技術確立に向けた調査研究	
・ メッキ廃液の有効利用活用技術：EMC対応 溶射皮膜法の開発	
・ 下水汚泥を自然させ、その焼却灰を熔融させ、無公害で安価な路盤材料の生産	
資源循環型技術基礎研究実施事業	5件
・ 陰イオン吸着剤の最適化によるスラグ副産物中のフッ素の固定化	
・ 食品製造で生じる廃棄物の減量化および高度利用	
・ 農水産物残渣の利活用に関する研究	
・ フライアッシュ・瓦等の有効利用に関する研究	
・ 農産未利用資源および食品製造副産物の活用技術開発	

イ しまねグリーン製品の認定・普及啓発【環境政策課】

循環資源※1を利用した製品の利用促進を図ることにより、廃棄物の発生抑制や、再資源化を推進するため、県の定めた認定基準を満たしたリサイクル製品を、しまねグリーン製品※2として認定しました。

（認定製品数：23社101製品）

② バイオマス※3資源の利活用の促進【農林水産総務課】

ア バイオマス利活用に向け策定された計画

- ・ バイオマス活用推進基本法に基づく計画

島根県（平成24年度策定）、出雲市（平成25年度策定）

- ・ バイオマス産業都市構想の選定

奥出雲町（平成25年度）、隠岐の島町（平成26年度）、飯南町（平成27年度）

- ・ バイオマスタウン構想の策定・公表

安来市、美郷町、吉賀町、隠岐の島町、飯南町、益田市、江津市、出雲市、奥出雲町
イ バイオマスの利活用の取組

- ・木質バイオマス発電所が平成27年度より運転
松江バイオマス発電株式会社（松江市）、合同会社しまね森林発電（江津市）
- ・林地残材バイオマス石炭混焼発電を平成25年度より実施
中国電力株式会社三隅発電所（浜田市）
- ・温浴施設等への木質バイオマスボイラー導入状況
雲南市：6施設、奥出雲町：2施設、出雲市：1施設、大田市：2施設、川本町：1施設、
美郷町：1施設、浜田市：1施設、江津市：1施設、益田市：2施設、津和野町：1施設、
吉賀町：2施設、隠岐の島町：3施設、安来市：1施設 <合計：24施設>

(3) 参考情報

①しまねグリーン製品（HPの紹介）

しまねグリーン製品に関する県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/s-green/>

※1. 循環資源

循環型社会基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価値である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの）のうち有用なものを指します。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるといえます。有価・無価という違いを越えて廃棄物等を一体的に捉え、その発生抑制と循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進するために考案された概念です。

※2. しまねグリーン製品

循環資源を利用した製品の普及・利用促進を図るため「しまねグリーン製品認定制度」で認定された製品。

循環資源の再資源化を推し進め、廃棄物の発生を抑制し、循環型社会の形成及び地球温暖化の防止を図ると同時に環境に配慮した県産品を育成しています。

※3. バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがあります。また、未利用系バイオマスとして、林地残材などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379
農林水産総務課	0852-22-5966
産業振興課	0852-22-6221